

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和5年8月7日（月）（構成員全員による持ち回り開催）

議事内容：

国家公務員の給与の取扱いについて、検討に着手することとされた。

各大臣意見：

○河野国家公務員制度担当大臣

- ・ 今回の給与勧告は、民間給与の実態を反映し、月例給・ボーナスとも昨年に引き続き引上げ勧告となった。
- ・ 政府としては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急に結論を出す必要があると考える。
- ・ なお、今回は給与勧告のほか、フレックスタイム制の見直しについての勧告も提出されており、必要な対応を検討してまいる。

○鈴木財務大臣

- ・ 今回の人事院勧告を実施した場合における給与改定の所要額は、一般会計で約1,610億円、特別会計で約600億円となり、重複分を差し引いた純計は、約1,720億円となります。
- ・ 一方で、現在の財政は極めて厳しい状況にある中で、業務効率化・デジタル化等の徹底による長時間労働の是正などの働き方改革実現に向けた措置を確実に進めることに加え、職員構成の高齢化等に伴う構造的な人件費の増加を抑制するとともに、既存体制を厳しく見直すこと等により、総額の増額の抑制に努めなければなりません。
- ・ 財政当局としては、人事院勧告を尊重するという基本姿勢には変わりありませんが、今般の勧告の内容は人件費の増加要因となるものであり、その取扱いについては、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

○松本総務大臣

- ・ 地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の定めるところにより、国家公務員の給与等を考慮して決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処する必要があると考えております。
- ・ また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○加藤厚生労働大臣

- ・ 本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。
- ・ 私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立った上で、賃上げを新しい資本主義の最重要課題として位置付けており、国家公務員の給与改定は民間給与の水準にも様々な影響があること、また賃金が上昇局面にあ

ることも踏まえ、足下の賃上げの状況も注視しながら、給与改定について検討していくことが適当であると考えます。

○後藤内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

- ・ 我が国経済は、本年の春季労使交渉により30年ぶりの高水準での賃上げがなされるなど、雇用・所得環境において前向きな動きが現れてきております。
- ・ 今後とも、生産性向上や取引適正化の推進により、このような賃上げの動きを継続的なものにしていくことが重要です。
- ・ 今回の人事院勧告の内容は、「成長と分配の好循環」として実現しつつある民間企業の足下の賃上げの動きに整合的であると認識しております。
- ・ 以上の点を踏まえ、国家公務員給与については、人事院勧告に対応をしていくべきであると考えます。

以 上